

第六章 室町時代

1、飯尾一族

室町時代の鴨島を代表する人物は、この時代の中期、応仁の乱のころに出た飯尾彦六左衛門常房である。常房は京にあつて八代將軍義政に仕え、書吏しょりをつとめた。書道にすぐれ、また和歌にも通じて、優れた数々の歌を残している。

なれや知る都は野辺の夕ひばり

あがるを見ても落つるなみだは



応仁の乱によつて焼野原となつた京の町を歌つたこの一首は、古今の絶唱として、長く人々の心に深い感銘かんめいをあたえた。このほかに、徳島市国府町の後藤家に残されている五点の書状、短冊たんばくに記された六首の和歌は、県指定有形文化

財となつてゐる。そのなかの一首を紹介してみる。

「竹亭夏來」

けさよりは夏きにけらし軒ちかき

竹の一よに春をへだてて

常房

また、飯尾常連の書いた文書に、犬神文書がある。美馬郡穴吹町口山の緒方家に伝わっているもので、内容は次のようなものである。

『阿波国中に犬神を使うやからありといふ。早くこれをたずね探し、罪科に致すべきことを、三郡（三好、美馬、麻植）諸領主に堅く申しわたすもの也

文明四年八月十三日 常連

（花押）

三好式部少輔殿

常房と常連は同年代の人物なので、京都に居る常房に対し、常連は飯尾城の主であろう。現在飯尾の報恩寺に、常房の墓といわれる五輪塔があるが、常房は京都で死亡したとされており、この五輪塔は飯尾家のだれをまつて

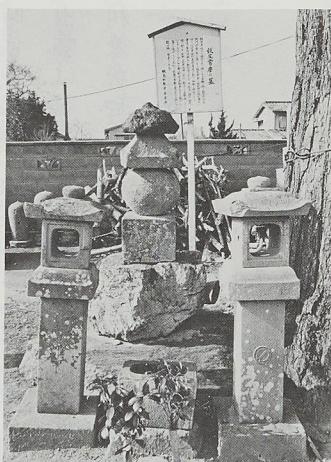
あるのか、正確には不明である。

なお、五輪塔は造形からみて、室町中期の建立であろう。

飯尾氏は、山城国（京都府）の三善氏から出でてゐる。

『新撰姓氏録』によれば、三善氏は百濟国王の後裔であるといふ。

承久三年（一二二一年）五月十五日、北条義時追討の院宣は、後鳥羽上皇名によつて畿内をはじめ、西国の武士たちに下された。これをうけて阿波の守護職、名西郡鳥坂城の佐々木経高は、阿波兵六百を率いて上京した。佐々木、三浦、和田、大江らの上皇軍は、十九万の鎌倉軍を木曾川で迎え討つたが、敗れ、ついでなだれのように押し寄せてくる鎌倉軍を、宇治川、瀬田川で防いだが、ここも破られて上皇軍は敗北した。これが承久の変である。



飯尾常房の墓

経高もろとも、六百の阿波兵は一人も帰つてこなかつた。この戦いで佐々木氏はほろび、鎌倉幕府は佐々木氏に代つて、小笠原長清を阿波守護職として入国させた。

三善氏は承久の変の軍功によつて、阿波国麻植西方の地頭に補せられた。麻植莊のうち、飯尾村に居を構えたので、土地の名をとつて飯尾氏となつた。飯尾家には代々、鎌倉、南北朝のころには武人が多く、室町時代に入ると文人が多く輩出したようである。桃山時代の文禄、慶長のころに常重、丹後の兄弟は和泉（大阪府）で戦死。三男出雲は家出して家督をつがず、兄弟の従弟で、飯尾家の家老役であつた岡田利兼が知行地をとりしきつた。蜂須賀氏入国後は、利兼の妻方の沼江の城主、石原家の姓を名乗り、飯尾氏の一族は現在石原氏となつてゐる。

2、農民の食事

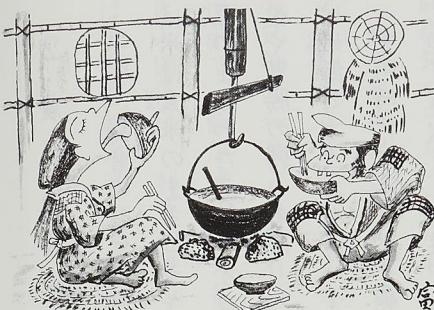
平安、鎌倉の時代には、公家や武士は米を常食としていたが、平安のころは米は玄米のままコシキで蒸して食べていた。これを強飯という。現在、小豆のまじつた赤飯をオコワと呼ぶのは、その名残りである。こわ飯とは別に歯や胃腸の弱い者は、カマでやわらかく炊いて食べる方法もとられた。これは姫飯と言つたが、いずれも一日朝夕二回の食事であつた。

室町時代に入ると、朝日晚の三回となつたが、規則的に一律にきめられたものではなく、百姓や職人のような労働のはげしい者は、腹のすき具合に合わせて間食したり、一日四度食べたりした。しかし、米が食べられたのは、武士や大商人、大地主などといったかぎられた者とその家族などで、一般庶民はほとんど雑穀を食べてゐた。

雑穀とはソバ、アワ、ヒエ、キビ、大豆、小豆などで、特にアワ、ヒエな

どは身分の低い者や貧困者の食べ物とされていたため、麦の飯が食べられる者は、まだ暮らしのよい幸せな百姓であった。

室町時代約二百年のうち、応仁の乱をふくめた後半の約百年間を、戦国時代という。この時代に、日本最強の軍団といわれていた甲斐国（山梨県）武田家の軍勢は、川中島の合戦で、米の飯で腹を満たしている越後の上杉軍よりも強かつた。



室町時代の農民の大半は土間で寝起きしたり、食事をしていた

当時甲斐では米がとれないもので、武田の武士たちはつねに雑穀ざらこを食べ、戦場におもむく時でもソバ粉やキビ粉を携帶けいたいしていて、それで腹を満たして戦っていたと記されている。

このように武士といえども、その住む土地によつて主食に大きな違いがあり、季節の農作物がそのまま食膳しょくぜんに出るこの時代では、阿

波においても同じで、武士や役人も米の産地の村に住む者は米が多く食べられ、山岳地の者は米に麦の混じつたものを食べていて。

後の時代になるが、祖谷山に

へ 祖谷の源内さんはヒ工の粉にむせた

お茶がなかつたけりやむせ死ぬる

という俗謡さくようがある。祖谷地方で絶大の地位と権力を持つていた代官、喜多源内きただげんないは山の村に住みながら米の飯であった。ヒ工の粉などめつたに口にしたことがないから、食べ方を知らないので、お茶がなかつたらむせ死ぬだらうと村人が唄うたにたくして茶化ちかしたものであろうが、山の村では武士といえども米の飯ばかりではなかつた。

だから一般庶民や百姓の食事は、山岳、平地の区別なく、腹さえおきればなんでもよいという粗食そしょくであった。食器は木地椀きじわんが多く、早朝から働くために朝食は前夜の残り物を食べたが、前夜にはその分だけ多く炊いておいた。

食器をいちいち洗う暇はないので、食べたあと椀に湯を入れて洗い、その後にごり湯も捨てずに飲んだ。食べ残しも捨てずに次の食事の時に食べ、いたみかけた飯などは、水洗いしてもう一度炊き直して食べた。庶民にとつて、不衛生などときれいごとを言える豊かな食生活の時代ではなかつたのである。飢餓ともなれば、悲惨きわまりない状態となるので、少しでも穀物を食いのばすため、かゆ物が多く、山菜や野菜を入れた雑炊がさかんに食べられていた。調味料には味噌があつて各家庭で造られ、たれ味噌、うす味噌などと呼ばれたしょう油も造られていた。野菜には山芋、里芋、大根、カブ、うり、なすび、ネギのほか、チシャなど在来種の菜があつた。

3、仙光寺文書

鎌倉時代になると、熊野信仰の中心は貴族から武士団に移つていくのであるが、その後期になるにつれて巡拝者に民衆層の参加が見られるようにもな

つていった。

神社の側としても朝廷や貴族からの寄進が少なくなるにつれて經營がむずかしくなり、信者を新しくふやす必要にせまられた。一方、熊野で修行をした修験者も生活のために神社と組んで地方に出かけ、人々に熊野神社の縁起や靈験を語り、牛王宝印の神符をさづけ信者をふやし、熊野への寄進を人々に仰いだ。また加持祈禱なども行つて民衆とのつながりを深めた。

また熊野の信者である武士や民衆は、経済的にも時間的にも参詣が容易でなかつたから、修験者や寺僧は代参者となり、神前で念行した。また恵まれた人たちを案内する先達、信者を泊める宿坊を経営したり、参拝の世話を



紀伊新宮鎮座 熊野權現速玉大社

などをする御師（祈禱師）などのシステムも生まれた。

そして、先達に代参を依頼する信者や、先達にみちびかれて熊野參詣をする巡礼者は、檀那と呼ばれていた。

なお、寺僧などが神社詣でをするのはおかしいと思われるかも知れないが、この時代には神や仏が日本で姿を変えたものという考えが一般化し、僧侶が神社に詣でるのは当然という観念があつたのである。

檀那はたいてい信者としてグループを作り結合していた。先達はその信徒のグループを財産として支配し、信徒にいろいろな便宜を与えていた。また信徒のグループを売買譲渡していた。それをうらづけるような「売放申麻植

庄柿原別当職の事」と題する文書が本町山路の仙光寺に見られる。

それによると阿波国柿原別当の覚乗という人物が、彼に属していた鴨島、内原など麻植庄の檀那グループと弟子の先達を文安五年（一四四八年）に一貫五百匁で麻植十河先達（仙光寺）に売渡している。

さきに熊野信仰をささえる階層^{かいそう}が、鎌倉時代後期から、徐々に変化していつたことを述べたが、それを示す文書も「仙光寺文書」にある。「熊野三山江渡日記」と題する永錄十二年（一五六九年）の文書を見ると、覚養なる人物が熊野三山の御師三人に料足（貨幣）四百二十八貫を奉納^{ほうのう}している。この覚養については、この寺の住職とされているが、白地城（池田町）主大西覚養ではなかろうかという説もある。仙光寺には貞治三年（一三六四年）にはじまる檀那の売買に関する文書が数多くあるが、これを見ても檀那とよばれる人たちが、この鴨島周辺にすでにかなり住んで裕福^{ゆうふく}な生活を営んでいたことがうかがえる。またそれとともに当時は仙光寺も袈裟頭^{※けさがら²⁰}として有名な寺院であったといふことがいえる。

山路にある熊野神社は、麻植保司の平康頼が勧請した^{かんじょう}もので、彼が鬼界ヶ島に流されていた当時、日ごろ信仰する熊野神社に赦免^{※けめん²¹}を朝夕祈つたことによつて望みが達せられたと思ひこみ、これを徳として、この地に勧請したも

のといわれている。これを見ても当時の武士階級の人たちの熊野信仰のありさまがうかがえる。

4、鴨島の城 墓

応仁の乱後、幕府と地方の守護職の権威がおどろえてくると、力の強い地侍が、あたりを斬りしたがえるようになってきた。戦国時代の到来である。

領地が三十貫（百五十石）や、五十貫（二百五十石）の身分の低い武士たちも、自分の屋敷のまわりに堀を作り、高い土壘や石壘をめぐらして城構えにしたり、近くの山中にとりでを築いて、自

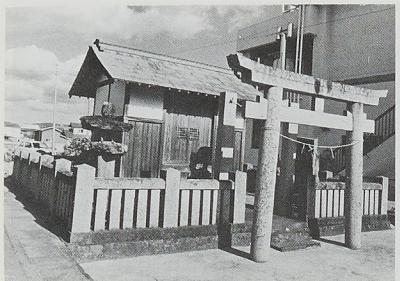
領の防衛に力を入れるようになってきた。鴨島町にも多くの地侍がいて、それにつぎのような城壁を築いていた。

(1) 大木墨（西麻植中筋）

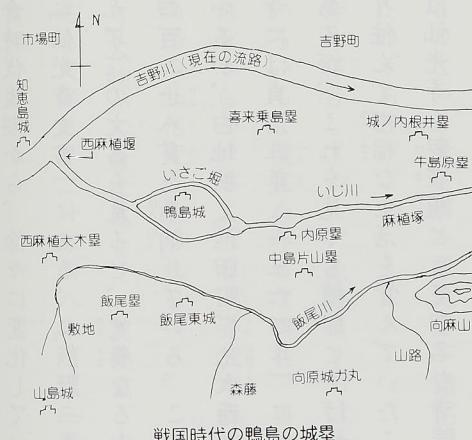
西麻植の武士、工藤家代々の居城で大木墨と呼び、場所は西麻植中筋の通称「オオギ」にあつた。およそ百メートルの平城で、当時は土壘か石壘で囲まれていたのであろう。

工藤氏は源頼朝の臣、工藤祐経の子孫で、戦国時代の中ごろ工藤祐重²²がこの地に移り住み、四国管領細川氏に仕えて、西麻植村で采地をもらひ、これを領した。

現在の城跡は町の児童公園になつており、東側に城主甲斐守²³を祀つた神社がある。



大木墨跡（工藤神社）





山島城跡

(2) 山島城（敷地新林）

西麻植大木墨の城主工藤甲斐守かいのかみの城で、敷地河辺寺跡の南方の山中にあって、突き出した尾根の先端に築かれた、典型的な中世の山城であった。西、北、東の三方は切り立つた深さ五十メートルほどの斜面にかこまれ、更に斜面をけずつて、高さ三メートルほどの垂直の障壁じょうへきを造つて、この三方は自然の要さいで固めている。

南方の山に続く尾根は、断ち切るよう幅三メートル、深さも当時は三メートル以上の「から堀」によつて遮断せばんされており、堀の内側には掘り出した土を盛り上げて、土墨を築いた跡がある。

城兵はもっぱら、南方の尾根に守りをおく仕組みになつてゐる。

山島城には水がなく、西側斜面の真下約五十メートルの谷底に泉がある。

この泉から水をくみ上げたものと思うが、当時は泉よりも少し上方に水脈があつたと推定され、泉まで下りなくとも、城と泉の中間ぐらいの地点まで、かけひで水を引いた可能性がある。

尾根の突端とうぱんにある本丸跡は、南北約三十メートル、東西十メートル、本丸と「から堀」との間は十九メートルで、あまり大規模なものではない。たてこもる人数も、せいぜい四・五十人程度であつた。

この城には毎日人が詰めていて生活したのではなく、戦になれば立てこもる用意のための城で、城主工藤氏は、平常の日は里城である大木墨に住んでいた。

山島城は、別名でカイドウ（甲斐殿のことか？）の城とも呼ばれ、天正十年（一五八二年）兵火で炎上したという。おそらく同年八月に、長宗我部の兵によつて焼かれたものであろうが、工藤一族がこの城にこもつて、華々しい攻防戦を開戦した口碑こうひも史実もないことから、町内の他の城墨、寺院とも

ども、無血落城したものであろう。

(3) 飯尾墨（飯尾原ぶち）

名家飯尾氏代々の居城で、現在の飯尾神社を中心に、かなり広い範囲をしめた平城であった。おそらく当時は、高い土堀や石壁をめぐらし、その外側は堀でかこんでいたと思われる。

(4) 飯尾東城（飯尾堀）

飯尾墨から、約四百メートル東北東にあつた飯尾東城は、麻植氏の守る城で、阿波志に「東北川にのぞみ、前（南）石橋あり」と記されているので、東北は飯尾川が流れ天然の堀の役を果たし、からめ手にあたる。残る三方も堀をめぐらしていたとみえ、「前石橋あり」とは、城門の前に堀があり、堀にかけられた橋をさしており、かなり大きな堅固な城であつたようだ。現在の地名も「飯尾東部堀」となつてゐる。

麻植氏は清和源氏の嫡流せいけうりゅうで、先祖は尾張判官従五位下、山田民部大輔みんぶだいすけで、

南北朝の中期に民部は細川氏に従つて阿波に入り、美馬郡貞光を領した。その子重時は、細川頼之から飯尾村で百五十貫（七百五十石）の領地をもらい、飯尾村に来たが、忌部神社の神主であつた麻植家は、重時を養子として迎えた。そこで山田を改めて麻植姓となり、飯尾東城を築いて居住した。

重時の子左京之進は応安年中のころ（一三七〇年）、細川詮春から森藤村春あきはるがめで、三十貫（百五十石）の采地さいちを賜まつつたので分家した。これが森藤麻植氏の始まりである。

飯尾東城は二百年余りにわたつて栄えたが、室町の中期になると城主遠江守とおとうみのかみは、勝浦郡宮井城（現徳島市）も合わせて領し、知行高千四百貫（七千石）といふ大身となつた。

その後に天正七年（一五七九年）十二月、当時の城主志摩守重俊は、脇城わきじょうがいの合戦で戦死した。城は三年後の天正十年（一五八二年）八月に、長宗我部ながむねのぞのかの兵火で焼失したという。重俊の子重義は天正十四年（一五八六年）に、

秀吉の九州征伐に従い豊後国で戦死、その後三代をすぎて、江戸時代に絶家したらしい。

飯尾東城のあつた位置は、飯尾東部堀で、県道森山・川島線の北五十メートルの畠の中に、青石造りの城跡を示す碑が建っている。城は西側の工藤邸を含め、北に広がる畠を合わせた、方百メートル以上の広大なものであった。

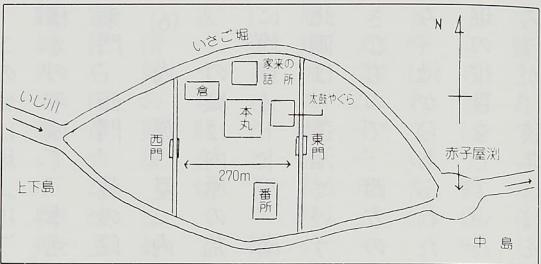
(5) 鴨島城（鴨島本郷）

現在の麻植協同病院を中心には、北隣の川真田邸から、南は国道一九二号線の南側まで、東西二百七十メートル、南北三百メートルにおよぶ広大な地域の中に築かれた城で、本丸は麻植協同病院の位置にあつた。

当時、西麻植の堰付近（吉野川遊園地の西方）から分流した吉野川の水は、西麻植駅あたりを通して呉島へ流れ、かなりの水量をたたえたまま、国道一九二号線と同三一八号線の接点の南側で南北に分かれ、ともに東流して中島

と上下島の接点、赤子屋で合流して渕を作り、内原の荒神森の北側を東流していた。この二本の川でかこまれたサツマ芋形の島の中に鴨島城があり、川の堀の役目をしていたのである。

鴨島の地名については、神島が転化したといふ説と、室町中期の文安年間（一四四五ごろ）に掃部太郎という豪族がいたので、「かもんじま」が起源したといふなど諸説がある。その後戦国時代の中ごろの文亀年中（一五〇一年）に、鴨島入道道了の名が始めて記録の上に登場してくる。応仁の乱後に築城されたと思われるこの城は、始めはだれの持ち城か明らかではないが、鴨島六之進が六十貫（三百石）を領して居城したのは、元亀（一五七九年）天正年間で、六之進は天正七年（一五七九年）十二月



鴨島城平面図参考資料「阿波の城より」

に脇城外の戦いで戦死した。そして城も同十年に長宗我部の兵火で炎上焼失した。

この城は堀（川）の内側に土堀などをめぐらした、武家造りの館といった構えの平城で、本丸を中心にいくつかの建物があつたという。太鼓やぐら、東門、西門、蔵の段、城の池などの地名が残っている。

(6) 内原墨（内原西張）

この城は内原の荒神社境内をふくめ、東は石田兵衛邸の東側へかけて東西に約百メートル、南北五十メートルが城跡と言われ、城のからめ手にあたる北側は、蓮池（はなづか）という大きな沼に接していた。沼は鴨島病院の南まで達する大きなもので、西方の鴨島城のまわりを流れてきた俗称「イジ川」がそそぎ込み、池からあふれた水はさらに東流していたため、城の北は川と池で天然の堀の役目をしていた。蓮池は、はすが生えていたのでその名が付いたのだろうが、後年にはその形から円池とも呼ばれていた。城の西と南と東は土墨

で囲まれていたらしい。

この城は、戦国時代の中期ごろ、蓮池氏の居城だつたので、初めは蓮池墨と呼ばれていた。

天文二十二年（一五五二年）、当時の城主蓮池清助は、阿波の守護職板野郡勝瑞城の細川持隆の家臣だつたが、持隆が勝瑞の見性寺で、家臣の三好義賢に殺されたとき、持隆の家来たちが逃げ去るなかで、清助は星合某とただ二人、立ち腹を切つて殉死して果てた。

清助の死後、三好義賢によつて蓮池一族は城から追放され、代つて三好の家臣石田彦六が城主になつてゐたが、孫の菊太夫は天正七年（一五七九年）に脇城外の戦いで戦死、城も同十年八月に長宗我部の兵火で炎上した。

石田氏は内原氏ともいい、文献には内原菊太夫と記されている。

(7) 片山墨（中島東部）

現在の中島東部にあつた片山墨は、内原墨から南東へ約二百五十メートル

の地点にあつた。西は三木田貢邸と井上理一邸を合わせ、東は桑原一邸、村本酒店、南は井上卓美邸まで、東西百八十メートル、南北約百メートルが城址である。

この城は、片山氏墨代の城で、築城はいつのころか不明だが、戦国時代の元亀、天正のころは三好家の臣、片山岸右衛門が城主であつた。

天正十年（一五八二年）八月二十日、長宗我部元親が勝瑞城攻略のため、大軍を率いて土佐を出発し、中富表に向かうとの報に、十河存保（三好長治の弟）は、三好の家臣全軍に召集令を出して勝瑞入城を命じた。鴨島にあつた諸城の大将は、すべて三好の家臣であつたから、飯尾善之丞はじめ、ほどの城將は自分の城の門を閉じ、一族郎党をひきつれて勝瑞城へとかけつけた。

長宗我部軍は二手に分かれ、西は美馬郡方面から、南は海部・那賀方面から進み、吉野川南岸に残つてゐる三好家の領内（石井・鴨島・川島方面）の

城壁と、意に従わぬ寺院を焼いて黒田の原に集結した。

片山墨もこの時、森山小学校の西にあつた大仙寺とともに焼き打ちにあい、岸右衛門の留守中に焼失した。岸右衛門も八月二十八日の中富川の合戦で戦死したが、その後、子孫は城址に居をかまえて農民となり、江戸時代は大きな分限者として栄えた。幕末から明治にかけて片山家は没落し、広大な土地と家宝や家財を売り払い九州へ移住した。

(8) 城が丸（森藤向原）

森藤向原と、山路寺谷の境界をなしてゐる小高い尾根を城が丸といい、昔見張りをかねたどりでがあつた。

向原の中川梅一邸のすぐ南の高台がそれで、現在六アールほどが、畠の形で残つてゐる。

川島城（上桜城のことか？）の見張兵がつめていたと伝えられており、連絡はこのどりでノロシを上げ、西麻植の東禅寺山の見張り番がこれを中継

してノロシを上げ、川島表へ知らせていたという。年代は不明。

(9) 原 墓（牛島原）

渡辺源左衛門信綱の居城原墨は、牛島小学校の西約二百メートルの地点にあつた。平城で現在の原自治区内河野忠広邸と、その付近一帯が城の跡といわれているが、城郭の規模は分からない。

渡辺氏はもともと原田を名乗つており、代々細川・三好に仕えてきた豪族であつた。源左衛門信綱は天正十年（一五八二年）八月、中富川の合戦で戦死、城は土佐方の手で焼き打ちされ落城した。

渡辺家は、その後「辺」を「部」と変えてこの地に居住した。

(10) 根 井 墓（牛島城の内）

戦国時代の中ごろ、根井伊賀守が城を築いて居住したといわれているが、城の場所と規模については不明になつてゐる。後に上浦の稻垣監物が代つて住んだとされているが、原の渡部万太郎方の系図によると、渡辺氏の原墨を

稻垣監物がひき継いで居住したことになつてゐる。

稻垣氏も住居を転々としたらしく、現在では住民も墨の跡を知らない。わずかに地名だけが「城の内」として残つてゐる。

(11) 乘 島 墓（喜来乗島）

乗島入道来心の居城だった乗島墨跡は、鴨島商業高等学校の東南に隣接し、喜来の杉尾神社の東約五十メートルの地を起点として、南と東へそれぞれ百メートル余り張り出した城であつたようである。当時、江川の分流が城跡と、鴨島商業高等学校との間の低い土地を東流していたため、城の北側は川に面していた。

丹波国（兵庫県）赤井時家の嫡男として生まれた来心は、弟に家をゆずつて、天文十二年（一五四三年）三月にこの地に来て、乗島墨に住み、乗島来心と名乗り、細川家に仕えたが、のちに三好家に仕えた。

年配になつて二人の男児が生まれたが幼いので、永禄年中（一五五八）一

五六九年）に、先祖のゆかりで備前（岡山県）から、藤井郡義を来心の妹潮香の婿に迎え、来心の養子とした。郡義はのちに、藤井石見守と号した。

乗島家は、所領六十貫（三百石）で、天正十年（一五八二年）八月、来心は中富川の合戦で戦死した。藤井家系譜によると、石見守もその時ともに戦死したという。

現在、城跡の一角に、巨大な自然石の来心の墓と並んで、藤井石見守の墓があるが、いずれも明治十五年（一八八二年）ごろに建立されたものである。藤井家の子孫は、城跡の一隅に屋敷を構えて代々住んでいたが、今は町外へ移転して、城跡は畠や住宅になっている。

（12）知恵島城（西知恵島）

知恵島源次兵衛の守つたこの城は、伊月須賀（阿波郡市場町伊月）と和平須賀（鴨島町西知恵島）の境界付近にあつたといわれ、位置は吉野川にかかる中央橋の上流で、現在の吉野川の本流地点にあつたようである。

当時の吉野川は江川が本流であつたため、知恵島城は南を川でふさぎ、北に堀などをめぐらした堅固な城構えであつたらしい。

知恵島氏は所領百貫（五百石）で、当時の地侍としては、中堅上の地位にあたり、一族や親族に清久三之亟、川藤菊太夫、奈良太郎兵衛、香美馬之亟（以上阿波郡）、片山岸右衛門、角田平右衛門、河村左馬亮（以上麻植郡）など、近郷の村々の有力武士たちがそれであつた。

源次兵衛は、天正十年（一五八二年）八月二十八日、中富川の戦いで戦死し、城も土佐方の兵火にかかつて落城した。以来四百年の歳月のうちに、吉野川の流れが変つて城のあつた須賀は流れ去り、つわものどもの夢のあとは、どうどうと流れる吉野川の本流の中に、夢まぼろしと消え去つて、今は城跡さえしのぶすべもない。



吉野川の本流

(13) 角田館と雅楽館

以上紹介した城墨の他に、屋敷のまわりに防塁をほどこしたものに、角田館と姓不明の雅樂館と呼ばれるものがあつたが、いずれも場所は明確でない。

5、脇城外の合戦

阿波国内では、守護職の細川持隆が、家臣の三好義賢に殺された翌年の天文二十二年（一五五三年）に、名東郡芝原城主（現徳島市国府町）久米安芸守義弘が、主君の仇討ちのために起こした久米の乱（黒田の原の槍場合戦）以来、秀吉の四国征伐まで、四十年間にわたって戦乱が続き、幾十度となく合戦がくり返された。

そのなかで、多数の鴨島の武士が討たれ、十指にあまる城墨とそれぞれの領地を失つて、壊滅的な打撃をこうむつた二つの合戦、脇城外の合戦と中富

川の合戦とは、どのような戦いであったのか。

天正六年（一五七八年）には、三好郡は全域を長宗我部勢に占拠されていたが、この年、美馬郡重清城の争奪戦は、土佐軍の大勝に終わつて、十河存保（三好家の二男で讃岐の十河家を継いでいたが、兄の三好長治が死んだあと、勝瑞城に主がいなくなつたので、三好家の重臣たちが説得して呼びもどし、存保は実家へ帰つて勝瑞城の大将となつて、三好軍を指揮した）は勝瑞城へ退却した。

長宗我部軍は重清城（美馬町）に入つて本陣を置き、約十二キロ東にある岩倉・脇の二城（いずれも脇町）も奪おうと機会をねらつていた。岩倉城は三好家の一族で、河内国（大阪府）高屋倉城主、三好山城入道笑岩の本領地で、その子式部少輔康俊が守つていた。



脇城井戸堀

岩倉城の東一キロに築かれている脇城は、要害堅固の山城で、甲斐（山梨県）の武田信玄の異母弟にあたる武田上野介信顕が守り、岩倉城の後詰めとして、この二城が重清城の元親勢とにらみ合っていた。

しかし、元親は戦いを避け、岩倉城主の子を人質にとつて和を結んだ。次いで脇城の武田氏も、重臣大島丹波とその子を人質として土佐へ送つて、和を結んだ。これで美馬と三好の二郡はすべて土佐方となってしまった。

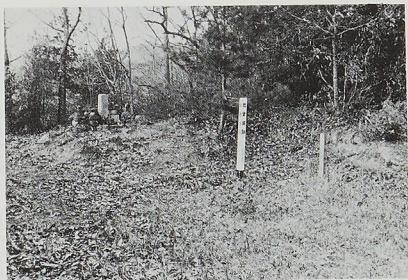
しかし元親は、三好式部が勝瑞城の有力な三好一族であり、武田上野介も三好家恩顧の部将であつたから、降参しているとは言つても、なお油断なく両家を見張つていた。

裏切り者は、情ようしやなく殺す元親に見張られていては、式部も上野介も毎日が恐々として落ちつかず、我が身と領地を守るために、何か手柄をたてて、心から元親に忠誠をつくしているという、身のあかしを立てねばならなかつた。

そうしたある日、三好式部は、武田上野介、阿波郡西林村の武士三橋丹後守、その弟常陸守らとしめし合わせ、「三好家の西阿の押えの総大将である阿波郡切幡城主、森飛弾守光範をはじめ、三好方の武将たちを謀りごとをもつておびき寄せ、一網打尽に討ちとつて元親への忠義のあかしを示そう」ということに協議一決した。

その謀りごとが用意万端ととのつた天正七年（一五七九年）十二月二十六日、三好式部少輔康俊は森飛弾守に使者を送り、次のような内容の手紙を送つた。

「岩倉は本来三好の地であり、今はやむをえず長宗我部に降参しているが、機会があれば脇城と力を合わせて土佐勢を討ち、美馬郡を元の三好勢力下にしたいと思つてゐる。実は明日二十七日の朝早く、土佐の軍勢は正月を迎るために、土佐へ帰ることになつてゐる。土佐勢を討ちとるには絶好の機会であるから、人数をそろえて岩倉表まで出向いて下されば、我々もお味方す



岩倉城跡

というようなものであつた。智勇にたけ、名将といわれた飛彈守ひだのなかだつたが、道理どうりを尽つくした使者の言葉を信用して承諾じゆくし、早速使者を八方へとばして、近郷きんこうの武士たちに出陣しゆぢんを命じた。しかし今日伝達がきて、翌日の早朝に岩倉表おもてに出陣しゆぢんという、時間的にさしせまつたあわただしさのため、命令をうけたすべての武士は参加できなかつた。

それでも同日の夜半、阿波郡を西進する森飛弾守の軍に合流した者は、鴨島の武士の戸井新左衛門、麻植志摩守しまののかみ、鴨島六之進、内原菊太夫、飯尾久左衛門、川島の川島兵衛進、板野郡からは矢野駿河やの しゅんが守、三好越前守、久須米与右衛門など騎馬武者二十余騎、従う兵は約三百人であつた。

行きつくところに恐しいわなが仕掛けであるとは夢にも知らず、土佐勢の出发までに間に合わそうと、夜明けまでにはまだ遠い暗い道かを駆けに駆けて、本隊は脇城東方の段丘だんちうの山さんすそに到着とうちくした。

一方、これを一網打尽いちもうだいんに討ち取る計画の岩倉方は、岩倉、脇、三橋が連合して脇城下の要所に兵を伏せて待ち受けていた。すなわち、脇城の西の谷間に主力を伏せ、東の焼場谷にも兵をかくした。これは森軍が通過するのをやりすごし、後に廻つて退路を断つためである。さらに戦場となる脇城本丸下のやぶの中に鉄砲組を配置し、万全の体制をしいて森軍の到着を待つた。夜が明けようとしたころ、森の先発隊數十人が西の谷にさしかかつた時、不意に伏兵が現われておそいかかつてきた。驚いた先発隊は、はじめてだまされたと知り、槍やりをそろえて戦つたが少數のため全滅して果てた。高須のあたりまで進んでいた森の本隊は、先発の変事を知つて駆けつけたが、岩倉方の本隊は陳形じんぎょうをどとのえてふたたびおそってきた。さらに焼場谷の伏兵は、

森軍の後を追つて背後から攻めてかかり、横合いからは鉄砲組が一斉射撃をあびせてきた。

ばらばらの形で駆けつけてきた森の本隊は、陣形を立てる間もなく、つぎつぎと倒れていた。それでも森軍は必死に戦い、怒声と馬声と、刀槍の打ち合う音、鉄砲の音が入りまじり、凍てつく師走の脇城外の原野は、すさまじい戦場と化した。森軍は三方より攻められ、吉野川原の方向へ逃げた。

当時、吉野の本流は舞中島の南まいなかじまを流れ、脇と舞中島はほどんど地続きの状態で、



畠・田・雑草地・竹やぶなどが雑然と広がり、特に舞中島はイバラの原野が多かった。森軍はバラグロのやぶに追いつめられ、よろいや具足がバラのトゲにからみ、身動きできなくなり、それを岩倉方は至近からねらい撃ちにした。この激戦の中につつ、勇将矢野駿河守国村は、脇城の勇士加藤主水正と馬を駆け合わせて戦つた。一騎打ちとなり、組み合つたまま馬から落ちたが、主水正の力が勝り、駿河守はその首を打たれた。

別枝山の川村左馬介は、宇山孫一郎重近と太刀打ちで斬り結んだが、討ち取られ、大将森飛弾守は銃弾じゅうだんを受けて深傷ふかうを負つたまま、美馬助七直次と一騎打ちで戦い、壮烈な戦死をとげた。四十歳の働きざかりであった。

鴨島の武士たちも奮戦した。飯尾東城主麻植志摩守重俊は、背後から攻めてきた焼場谷の伏兵と斬り結び、用みを破つて生き残つた数人の家来とともに猪尻の川原まで逃れたが、重傷のために力が尽き、自ら腹を切つて果てた。三十七歳であった。家臣の明石京之進は主人の遺体を馬にしばりつけ、飯尾

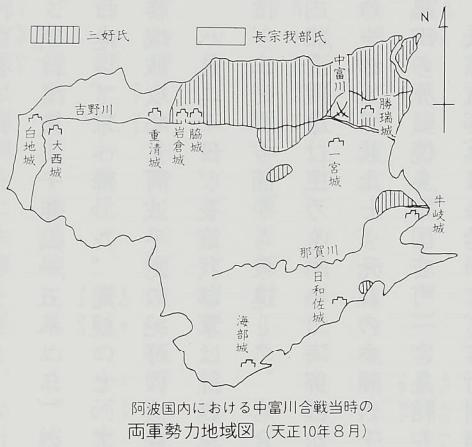
東城へ帰つた。一方鴨島六之進は、全身血だらけとなつて敵中で斬りまくり、家来ともども悲壯な姿で斬り死にし、遺体すら帰らなかつたという。

この他に飯尾城主飯尾久左衛門、内原墨の内原菊太夫、本郷の戸井新左衛門など、みな家臣とともに壮烈な戦死をとげたのである。

この戦いは、一般に脇城外舞中島の合戦」と言われているが、三好軍記など、一部の書物には、「脇城外舞中島の合戦」と記されている。

6、中富川の合戦

天正九年（一五八一年）、織田信長は四国攻めを計画し、その先鋒として河内（大阪府）の三好山城守笑岩を阿波へ送つて、勝瑞城の十河存保を助け、元親方の名東郡一宮長門守と戦い、これを破つた。



阿波国内における中富川合戦当時の
両軍勢力地域図（天正10年8月）

三好笑岩は、美馬郡岩倉城主の三好式部少輔の父であるから、長宗我部に降つてゐる息子と脇城主の武田上野介に、「信長公の四国攻めが近いから、いつまでも長宗我部についていると不利になる。早く長宗我部と縁を断つよう」に」と説得した。そこで式部少輔と上

野介は長宗我部をはなれたので、元親方は兵を池田の白地城へ退けて、信長の進攻に備えた。当時阿波の勢力分野は、三好の五郡に加えて、名西・麻植・美馬三郡の山岳地域。一方勝瑞城三好方は板野・阿波の二郡と麻植・名西二郡の平地部。それに再び三好方となつた美馬郡の岩倉と、脇の二城という色々

けであつた。

明けて天正十年（一五八二年）の六月二日、信長が本能寺で死ぬと、笑岩は急いで京へ帰つた。元親にとつて、信長が死に笑岩が阿波にいなくなると、勝瑞城攻略と阿波平定の絶好の機会が到来したのである。

八月二十日、長宗我部軍は行動をおこし、先ず甥の新左衛門尉親吉の一隊は、三好郡方面から東進して、岩倉・脇の二城を囲んだ。一方、元親の弟の内記介親康は主力を率いて海部郡から進み、途中で合流する阿波の反三好勢力を加えて北上し、元親の本陣六千をふくむ合計二万三千の大軍が、名東郡黒田の原（徳島市国府町）に集結した。

長宗我部軍は手始めに、吉野川南岸の麻植・名西の三好方の城墨や寺院を攻めて、ことごとく焼き払つた。すなわち鴨島では大木墨、山島城、飯尾城、飯尾東城、内原墨、中島墨、原墨、乗島墨、角田館、鴨島城など、石井方面では高河原城、白鳥城、第十墨、高畠墨などを一城も残さず焼きつくした。

これらの城墨で、華々しい攻防戦がなく落城したのは、城主のほとんどが元親の大軍を支えるべくもない自分たちの小城をすべて、一族郎党を率いて中富川の防衛陣に馳せ加わつていたからである。

元親は井戸寺に本陣を置き、重臣久武内蔵助を先陣の大将とし、一宮長門守、桑野康明など阿波武士を加えた先陣は、中富川（板野郡藍住町）の南岸に、東西に長い陣列をしいて三好軍と相対した。

一方、三好方では、岩倉と脇の二城に西方の押さえを命じ、阿波・板野・麻植・名西四郡に住む家臣と、讃岐の十河家の臣などを総動員して勝瑞城に集めた。総大將十河存保は勝興寺に本陣を置き、合計五千の



中富川の合戦

兵を三陣に分け、中富川の北岸に長さ三十町（約三千四百メートル）にわたつて土壘^{どり}を築き、一間（約二メートル）に鉄砲三丁づつを配置して、にらみ合つた。

中富川は深く、かなりの流れがあつて、舟がなければやすやすと渡ることはできない。三好方にとつては最大の防衛線で、この川の守りが破られたら、敵兵が勝瑞の町になだれ込み、平城の勝瑞城は長く支えることはむずかしい。八月二十七日、川の水位がいちじるしく下がるという珍現象^{珍けんじょう}がおきた。舟がなくとも浅瀬を伝つて、渡河ができるくらいになつたのである。これを見た三好先陣の大将、板野郡矢上城主矢野伯耆守^{はうきのかみ}は、敵が川を渡つてくるより先にこちらから渡り、敵の先陣を打ち破ろうと、決死のつわもの二千人に突撃^{つげき}を命じた。

長宗我部の先陣久武勢も川に入つて迎え撃ち、すさまじい戦いが始まつた。戦いは矢野軍が優勢で押しまくり、久武軍は早くも浮足立つてきた。この時、

板野郡の住人で矢野隼人^{はやと}という武士が、大声をあげて叫んだ。

「よう聞け味方の者よ！ この川は水が深いちゅうが、今日は水が引いて浅い。それに敵は先陣にだけまかせて退いて行つきよるのをみると、深い計略があるに違ひない。深追いはするな！」

と、くり返し呼んだが、味方は勝ちに乗じて、隼人の制止も聞かずに突き進む。味方は後から後から川に入つてくるので、その勢いにかられて槍先をそろえ、戦いは完全に矢野軍が強く、久武軍は総くずれとなつて岸にはい上がり、逃げ出した。その時、敵の陣中から空高くのろしが上がつたが、それがなにを意味したのか、矢野勢にはわからなかつた。

隼人は馬を返して味方の岸へ上がり、東西に馬を走らせて、

「敵が逃げるのは、計略があつてのことぞ！ おん太将よ、川を渡りきつてはならんぞ。皆の衆も早よう退け！」

と伝えてまわつた。しかし先陣の大将は伯耆守^{はきのかみ}であるから、味方は隼人の言

葉を聞き入れず、対岸に攻め上がつて戦いを続けた。そのころから川の水が急に増して、どうどうと元の流れに返り、なおも増していく。元親はかねて上流をせき止めて置き、のろしを合戻に堰を開いたのである。川の水が増すと同時に、久武軍は後詰めの軍も加えて大反撃に出た。

矢野軍は川に追い落とされ、流れる者、討たれる者など数知れず、總崩れとなつて退却した。存保はこれまでど、死を覚悟して戦おうとしたが、家臣東村備後守が押しとどめ、兵をまとめて勝瑞城へ引きあげて行つた。

中富川第一回の合戦は三好勢の敗北におわり、大将矢野伯耆守と子息備後守をはじめ、おもだつた武将五十七人、兵三百数十人が討死にした。長宗我部軍は、時を移さず川を渡り、勝瑞の町に迫るや土佐の武士、木村近光が城下の家々に火をつけてまわつた。折からの強風にあおられて炎は天をこがし、南北朝以来、四国管領細川氏の城下町として、二百四年間栄えた勝瑞の町のほとんどが焼きつくされた。

さらに矢上、住吉の両城が落ち、佐藤須賀里、瀬部里、下六条城が炎上し、勝瑞城は孤立無援のはだか城となつてしまつた。元親は竜音寺に本陣を置き、全軍は城下の焼跡に陣をしいて城を囲んだ。

九月五日、大しけがやつてきた。豪雨、雷鳴がはげしく、中富川を始め付近の大小河川かせんがはんらんし、大洪水は、田畠や民家をのんで、見渡すかぎり満々たる泥海どろうみとなつてしまつた。

元親は、水をのがれて本陣を萩原の光勝院に移したが、長宗我部軍に舟はなく、各陣中は水びたしなつて、兵士は民家の屋根や木の枝に登つて、寒さと飢えにののいていた。

この時、三好水軍の大将森志摩守は、兵糧多数を小舟にのせて来援してきた。城兵は勇氣百倍して小舟に分乗し、寄せ手の陣へ攻め入つて、屋根や木の上にいる敵兵を槍で突き殺し、矢で射殺するなど、この戦いでは土佐方に大打撃をあたえた。長宗我部軍にとつて、恐怖の日は四・五日も続いて、よ

うやく水が引いた。水がすっかり引いた城のまわりで陣形をたてなおした寄せ手は、ふたたび城攻めを開始した。九月十七・十八日の攻防戦は激烈をきわめ、落城は時間の問題となつた。九月二十一日、存保は東条関之兵衛を通じて和を申し出て、城を開けて讃岐へ帰つて行つた。

八月二十七日以来、二十日余りの攻防戦で戦死した三好軍は、名のある武将だけでも百人に近く、従つた兵七百余人が失われた。

鴨島の武士もいつの日どこで討たれたかは定かでないが、多くが戦死をとげた。城持ちの大将格では、喜来の乗島来心、中島の片山岸右衛門、飯尾の飯尾善之亟、麻植塚の佐藤久右衛門、牛島の渡辺源左衛門、知恵島の知恵島源次兵衛、所在不明角田平左衛門などである。これに従つた兵士も多数討たれたのは言うまでもなく、この人たちの供養塔であろうか、戦国時代造立の一石五輪塔が、牛島東宮間の宝王院境内と、牛島天神の道端に各一基ずつある。

なお、岩倉・脇の二城はよく戦つた。脇城は大將武田上野介と、その子で十六歳の千勝丸が討死して、八月二十二日に落城したが、岩倉城は脇城以上の勢力があつたうえ、要害堅固の城塞であつたから、土佐勢も攻めあぐんでいた。勝瑞が落ちた後もまだこの城だけは衰えを見せず、がん強に戦つていた。

勝瑞城を落したばかりの長宗我部の主力は、岩倉表にとつて返し、総勢二万余で攻めたが、まだ城は落ちなかつた。そこで元親は三年前から人質にとつてゐる式部少輔の実子を、無事に返すから、城を開け渡すようとに使者を送つた。

式部少輔も、子供を無事に取り戻したいので和議が成立し、城を渡して一族郎党をひきつれ、父の領地である河内の高屋倉へ帰つて行つた。天正十年（一五八二年）九月の末、阿波全土は完全に元親の支配下になつたのである。

天正三年（一五七五年）八月十五日、阿波進攻の軍をおこし、海部郡の宍喰

城に攻め入つて以来、實に七年一か月にわたる戦いであつた。

7、鴨島の武士と子孫の運命

勝瑞城は、天正五年（一五七七年）三月二十八日に、城主三好長治が板野郡長原で自刃して以来、主君のいない城となつていた。そこで、三好家の重臣たちが、長治の弟で、讃岐の十河家へ養子に行つてゐる存保をよびもどして、城の大将になつてもらつていたが、存保はあくまで十河家の主人であり、勝瑞城三好家の主ではなかつた。いわゆる城主代行で、三好家は城はあるものの城主は不在のままであつた。

かつて天文二十一年（一五六二年）の昔、長治の父三好義賢が、阿波守護職の主君細川持隆を殺害して、勝瑞城と阿波一国と、主君の愛妾小少将の局

をうばいとり、自ら勝瑞城の主となつた。そのため阿波武士のなかには反三好感情がおこつて、長宗我部軍が進攻してきたとき、進んで味方した者が多
くいた。

しかし、義賢時代の三好家は、主君の細川氏よりも強大で、阿波・淡路・和泉・紀伊に勢力をもち、長宗我部をしのぐ勢いがあつたから、表面上では阿波武士のほとんどが、三好家に忠誠をちかつてゐた。だが長治の代になると、三好家の信望は地に落ち、長宗我部氏の阿波侵略にあわせて反三好勢力が各地に起きた。やがて天正五年（一五七七年）三月二十八日に、長治は一宮長門守、伊沢頼俊に攻められて長原の露と消えたのである。

中富川の戦いをみるかぎり、阿波・板野両郡の武士が三好家と運命をともにしたのはともかく、鴨島の武士など、名西・麻植の平坦部に住む武士たちが、なぜ落目の運命にある三好家の言うがままに従い、壊滅したのだろうか。

麻植・名西の山分や名東郡（徳島市の大部）の武士たちとは顔見知りも

多く、あるいは縁者もいて、それらがほとんど長宗我部方となつてゐるのに、なぜあるじもない勝瑞城と運命をともにしたのか。

その理由は、かつて内原の蓮池清助が主君に殉死したように、忠臣としてのほこりを重んじたのか。それとも時世の移行に即応できず、保守的な考え方からぬけ出せなかつたためか。あるいは対立感情から、武士の意地を通したのだろうか。

鴨島の武士と同じような行動をとつた武士もほかにいた。すなわち長宗我部氏が占拠している地域からも、三好家に馳せ参じた人々がいる。海部郡の由木善左衛門、那賀郡では櫛渕左近、湯浅豊後守、古津竹右衛門、中庄主膳、延野兵衛之進、香美馬之進、岡甚之丞などである。

名西郡上山から粟飯原平之丞など、城持ち、あるいはそれに準じる武将たちが、勝ち目のない三好家に加わって、みな壮烈な戦死をとげているのを見ると、縁故、義理を重んじる武士道が、まだ健在であつたことを示している

ようである。

敵方となつた鴨島の武士に対し、元親は勝利者としての処置をとつた。城墨は合戦中に焼き打ちされたのは当然で、戦いのあと、彼らの領地はすべて没収した。残された家族やあと目相続人は部将の地位を失い、他国へ出た者や、あるいは百姓となつて、かつての城跡に屋敷を構えて生活したが、鴨島氏、飯尾氏、麻植氏、知恵島氏のように、絶家の運命をたどつた者、石田氏、片山氏、渡辺氏、乗島氏のように農に歸した者、工藤氏の嫡子左衛門祐清は、後年蜂須賀に仕えたなどさまざまである。

かつては豪壮ないらかを並べて、村々に君臨した城主の子孫たちは、脇城外と、中富川の合戦を境に、急激に衰運の道をたどつていつたのである。

名東郡一宮城の長門守も、長宗我部氏につくして抜群の働きをしながら、天正十年十一月に元親に謀殺され城を奪われた。元親もまた三年後に、秀吉の四国征伐にあつて、数十年の苦労の果てに得た四国の地を奪われて、土佐に

退き、あらためて秀吉から土佐一国を受領したが、その子盛親は、関ヶ原の戦いに敗れて土佐国も失つた。大阪夏の陣に戦死して、長宗我部家もまたほろんてしまつたのである。

8、室町時代の文化財

この時代の工芸品・絵画は持福寺に集中している感がある。工芸品では同寺の金胎両界五瓶二組、合計十口が県指定有形文化財となつてゐる。五瓶とは、通常本尊の前の大壇の中央及び四隅におき、莊嚴にして仏を供養する五個の花瓶である。二組

とも中瓶が大きく、高さ十五・二センチ、口径六・七センチ、他の四瓶はそれぞれ高さ十四・二センチ、口径六・二センチである。そしてそれぞれ鋳銅製で、張りみをもち、卵形^(金)をしている胸部に五仏の三昧耶形を線刻している。こうした作品は、珍らしい例といわれてゐる。

絵画では涅槃図^{※24}がある。絹本着色で、画面中央に、亡くなつて横臥した釈迦如来像、またその周囲には、釈迦の死を知り集まつてきた、なげき悲しむ人々、動物や葉の半分が枯れて変色した娑羅双樹^{※25}などを描いてゐる。きり金、金泥、白色などを使つて鮮映な作となつてゐる。

釈迦八大菩薩図^{※26}は、麻本着色で、中央の蓮華台上に坐る釈迦如来像を中心には八大菩薩像を描いてゐる。女性的優美さをもつ作品であるが、その下部に中国の明の年号、嘉靖四十二年（一五六三年）の銘記のある銘文がある。画風や銘文から李王朝（朝鮮）時代の作品と考えられるが、この時代の朝鮮は中国の影響を受けており、中国の年号を使用してゐる。



持福寺蔵金胎両界五瓶

地蔵十王図も同じ朝鮮の作品である。麻本著色で、地蔵菩薩を中心^{ちぞうぼさつ}に、その左右前後四列に十王及び菩薩像を描いている。十王^{じゆう}というのは閻魔大王^{えんまおう}を中心^{めい}²⁶にして冥府^{めいふ}で亡者を裁く王たちで、反対にそうした死者を苦しみから助けよう^{さす}というのが地蔵である。ユーモラスに描いた興味深い作品である。明の万暦十五年（一五八七年）の年号がある。

第七章 藩制時代

第一節 藩制時代の村や町

1、新しい水田の開発

奈良・平安時代から江戸時代までに、現在地名が残っている「しま・すか」などの部落は、しだいに発展したが、江戸時代の中ごろから人口の増加と、税金や年貢の収入源を拡大するため、全国的に新しい水田開発が盛んに行われた。

吉野川の氾濫する低地部でも、まだ残された開墾可能な地域を求めて、耕地を開き、分村移住して新しい村をつくっていった。鴨島町でも、吉野川の洪水で運んできた土砂がつくった中洲地帯に、新しい耕地を開発して村や集落をつくつた。現在の先須賀・四ツ屋・三軒屋・栗島・新田などは、こうして

できた集落で、「しま・すか」を親村とする子村である。

2、藍作と集落

江戸時代初期までに、農耕本位の村や町の形は、ほぼ現在のよう形づくられていた。そして、藩主蜂須賀家政が藍作を始めさせ、これを奨励したと

いうことが通説となつていて。しかし、天保八年（一八三七年）に江戸の人、桃花園文甫は、



藍倉

「阿波藍草貢の記」に「村上天皇の御時（九四六年）諸國の藍を貢ぐに、阿波の国の中藍をもつて最勝とす、と内記寮の記に載たり…」

とあるので、それより前から藍は作られていたのであろう。天正十三年（一五八五年）蜂須賀家政が入国したが、翌十四年には、紺屋又五郎

を阿波国紺屋司に命じている。さらに、翌十五年には十三郡の紺屋に対し、紺屋役錢の上納を命じてゐるから、これをみても、蜂須賀入国以前から藍染を職業とする紺屋があつたと考えられる。

吉野川の洪水による自然の客土で、土地はよく肥え、藍作に適していいたこ

とど、藍商人の活躍で阿波の特産物となつた。

そして販路は全国的にひろがり、作付面積は増加し、富有的な藍商人や豪農がでた。



番屋あと

また藍の処理場として大きな「ねどこ」を建て、番頭以下男衆・下女たち・多くの雇庸人をもら、その居間として「番屋」や「ひろしき」を設け、住宅は高層なものに改築された。鴨島付近も広い屋敷に、ねり堀をめぐらし、堂々とした建物や白壁の土蔵をめぐらし、城構えの豪

華な邸宅が、各所に点在し、威勢のよい藍作地帯の景觀を示すようになった。

3、街道の集落

産業・經濟が發達し、商業が盛んになつて、毎月一定の日に開く定期市や、寺社の縁日に開く農具市などで多くの人々が集まつてくるようになつた。鴨島の町を東西に延びた「伊予街道」は、阿波五街道の一つで、徳島から吉野川に沿つて池田を経て伊予（愛媛県）に通じる重要な街道であつた。道幅は狭く、山麓や「しま・すか」づたいに、できるだけ吉野川の水害を避け東西に通じていた。この街道に沿つて、農民や旅人を相手に商店がたち、大工・左官のような職人も集まり、街道型の村や町ができた。八本松・麻植塚・鴨島・西麻植字麻植市・西麻植字新田など道路に沿つた町がかつた集落はこうしてできたのである。

第二節 蜂須賀入国と政策

1、検地のこと

天正十三年（一五八五年）六月、豊臣秀吉は四国征伐の軍を阿波・讃岐・伊予の三方面から進めて、その七月、長宗我部元親を降伏させた。元親が阿波を支配したのは、わずか三年であつた。この戦功によつて蜂須賀家政は、秀吉から阿波の国をあたえられ、前領地の播磨国（兵庫県）竜野から入国して、はじめは鮎喰川のほとり、一宮城に入つたが、翌十四年徳島渭山城を修築しこれに移つた。

さて、秀吉が全国統一をなしとげていつた最も大きな事業の一つは、各國に対して「検地」を行つたことである。この検地は太閤検地とよばれ、從来

地方によつてまちまちであつた検地竿(けんぢざお)を六尺三寸に統一して一間(けん)とし、一間平方を一步、三十歩を一畝、十畝を一段、十段を一町と定めた。

阿波においても、秀吉の命令で天正十六年（一五八八）一五九〇

年にわたつてこの検地が行われた。



天正の検地

元来封建社会の武士の生活を支えるものは、土地の生産力にもとづく貢租であった。それがために封建領主たちは、その領地内の土地の種類・広さ・生産高・所有主・耕作者などを調べる「検地」を行い、その支配の基礎としたのである。こうした検地は「竿入れ」、「縄入れ」とも呼ばれ、中世の荘園時代から行われていたようである。その

時代のものは、「太田文」とよばれる土地台帳に記録されている。それが全國的な規模で行われるようになつたのは、織田信長のころからである。なかでも秀吉の検地は、領地を獲得するごとに、あるいは大名※27を改易転住するごとにを行い、しかも土地の等級定め（上・中・下の三等にわけ、さらにそれを三階級にわけ、最下級には下の下下を加えて十階級とした）をして、石高、耕作者などを明記した土地台帳を作り、貢租基礎と責任者を明らかにした。この検地制度は江戸幕府に引継がれた。そして享保年間以前のものを「古検」、それ以後に行われたものを「新検」と呼んでいる。本町に現存している検地帳のうち、天正検地帳をあげると次のとおりである。

○ 麻植郡之内喜来村御検地御帳 天正十七年

この天正の検地によつて田畠一区画ごとに、責任をもつて貢租を納める百姓が決定し、今までの荘園制下における複雑な土地所有の関係が整理された。

検地が勧行実施されたことは、国内の制度が整備されたあらわれであり、藩主の威令が完全に庶民に徹底したということである。これを記録した「検地帳」は今日の地籍簿・土地台帳に当たり、新しく開墾された記録、すなわち新開検地帳・敷開検地帳とともに、村の重要な公簿であつた。

新開墾の土地は、開墾後およそ三カ年は「鉢下」として年貢を免除された。「検地」は租税の基礎となつたものだけに、たびたび実施調査し、検地帳と対照して、検地漏れの土地は「竿不当地」として記録し、貢租の増徴もしたが、凶作などがあると、検見によつて減額もあつた。

本町の開墾は、新開検地帳から考察すると、寛永（一六二四）～一六六年）のころ最も盛んであつたようである。村内の墓碑にこのころの年号のものがあるが、その墓の地下に眠る人々こそ、付近の開拓に功劳のあつた人々に違ひないであろう。今、本町に現存している検地帳のうち、中央公民館所蔵のものは、次の表のとおりである。

旧村名	検地帳				御新檢地帳	御新檢地帳開	御新檢地帳	本數帳	川成引帳	池成引帳	荒地引帳
	上浦村	牛島村	麻植塚村	森藤村							
喜来村	二	五	二	三	四	六	八	十三	四	十一	十四
	三	五	十二	一	二	三	二	三	九	一	一

※ 註

- ・ 新開御検地帳：荒地を開墾し、新しく耕作地になつた土地の検地帳
- ・ 敷開御検地帳：竹林を開墾し、新しく耕作地になつた土地の検地帳
- ・ 川成引・池成引：荒地引検地帳：洪水その他天災地変によつて年貢を減せられた地域

右の記録は慶長から明治にいたるまでの二百六十年間にわたるものであるが、以下これらの古い記録によつて、鴨島町の土地と生産の状況について調べてみる。

宝永七年（一七一〇年）森藤村検地帳に、

居屋敷 上々畠四畝武拾七歩・七斗八升四合 李兵衛
向原六 中上田三畝三歩・四斗三合

三右卫門

同所

中下島六歩・壱升二合

利平

このように田畠の場所・品位・面積・石高・百姓の名前が一筆ごとに記載され、その後の異動については付箋がつけられて、その状況が記されている。田畠の品位については、地味・日陰の有無・乾湿の程度・用水の便否・耕作の難易・年貢運送の距離・ニ毛作の有無などの条件によって、上・中・下の三階級にわけ、そのおののをさらに上・中・下に分け、最末に下々々をおいて十段階に分類し、石高は、それぞれの品位によつて定められる標準収穫量で決定した。またこの検地帳に記載された百姓は、いわゆる帳付百姓といつて、村の構成員に組み入れられ、強制的に土地にしばりつけられたのである。検地帳はこうして租税の基本台帳として、詳細に土地と耕作責任者が登載され、その末尾には、

「田島都合・三拾八町三反五畝弐拾七歩・高都合 三百六石五斗六升九合」
(都合は、つづめ合わせ) というようく、その石高の集計された石高が記載

されている。これが「村高」といわれ、阿波藩二十五万石といわれるのと、藩内における村高を総計したもののが総称である。

2、土地の利用と生産力

(1) 田畠の面積

検地では、生産の基盤である土地について、検地奉行によつて、村を単位として一筆ごとに厳密な測量が行われた。面積の測量については、慶長八年(一六〇三年)全国的に実施された検地では、六尺一分(約百八十二センチ)を一間とした筈が用いられた。また六尺一分四方を一步とし、三十歩を一畝(約一アール)、十畝を一反とし、十反を一町とした。

阿波藩では、このとき六尺五寸(百九十七センチ)を一間とする二間筈を用い、ずっと後まで変らなかつたということである。

今、公民館所蔵の検地帳について、本町各地域の耕地状況を調べてみると、

次の第一表のとおりである。

これによると、飯尾・敷地・山路・知恵島の各地域が欠けている。

さらに年代が慶長九年から宝永七年(一六〇四～一七一〇年)にいたる約

百年間の開きがあつて、その間の変化が明らかではないが、およそその耕地の状況を推察することはできる。

第1表

地区	年(西暦)	畠		田	合計
		町,反,畝,歩	町,反,畝,歩		
上浦村	寛永21年(1644)	12.7.8.18		12.7.8.18	
牛島村	慶長9年(1604)	101.9.5.2		101.9.5.2	
麻植塚村	"	24.0.4.13	1.4.4.19	25.4.9.2	
森藤村	宝永7年(1710)	31.2.3.27	7.1.2.0	38.3.5.27	
西麻植村	慶長9年(1604)	76.6.6.5	9.1.3.0	85.7.9.5	
鴨島村	寛永21年(1644)	30.3.3.24		30.3.3.24	
上下島村	慶長9年(1604)	38.7.2.15	1.5.10	38.8.7.25	
喜来村	宝永6年(1709)	20.4.3.15		20.4.3.15	

この表で目立つことは、牛島地区・西麻植地区が、断然耕地が広いことである。これを一筆ごとの広さについてみても、森藤地区では、三歩・十八歩といった一畝以下の狭い耕地が多く、ほとんどが一反以下の狭少な耕地であるのに対し、牛島・西麻植地区では一反以上のまとまつたものが、む

しろ多くみられる。これは吉野川の流域はつねに氾濫の危険があるので人々の進出が遅れた結果であろう。現在と比較すると、興味深いものがある。

(2) 田畠の割合

第一表で目立つ第二の点は、全耕地のほとんどが畠であつて、田の少ないことである。わずかに西麻植・森藤地区に水田地帯があり、麻植塚・上下島地区は、ごくわずか点在している程度である。これはおそらく当時全く自然灌漑^{※28}がなく、南山麓の湿地帯が自然水を利用して水田となつていたものと考えられる。

(3) 田畠の品位

検地にあたつては、面積の測定とともに、さらに一筆ごとの品位が定められた。品位の評価はすでに検地帳のところで述べたとおりで、反当りの標準高が村ごとに定められた。この標準高が石盛りといわれるものである。検地

帳には末尾にそれが記載されている。それによつて当時の生産力がどの程度であったかを知ることができるのである。検地帳によつて、各地域の状況を比較してみると、第二表のとおりである。

全地域の資料がそろつていないので残念であるが、この表にみられるように、平地における収穫高の標準は大体同じである。ただ山分地域において格差がつけられていることは当然のことであろう。

第2表 鉢 摘 表
畠

種別	森葉村平地	森葉村山分	鶴島村 享保20年	喜来村 宝永6年	田	種別	石盛
	宝永7年	宝永7年	石・斗	石・斗			石・斗
上々畠	1.6		1.6	1.5	上々田	2.0	
上中畠	1.4		1.4	1.4	上田	1.8	
上下畠	1.2	1.0	1.2	1.2	上下田	1.6	
中上畠	1.0	9	1.0	1.0	中上田	1.4	
中畠	8	7	8	8	中田	1.2	
中下畠	6	6	6	6	中下田	1.0	
下上畠	5	5	5	5	下上田	9	
下畠	4	4	4	4	下田	8	
下々畠		3	3	3	下々田	7	
下下下畠		2	2		下下下田	6	

さらにこれを全国標準とされていいる
上田一・五石、中田一・三石、下田一・
一石、上畠一・三石、中畠一・一石、
下畠〇・九石に比べると上田畠では上
まわり、中・下田畠で下まわっている

ことは、土地の自然条件による格差が大きかつたことが想像される。

(4) 田畠の変化

すべての作業が人力によつて行われ、土地改良や耕作技術の幼稚な当時においても、新たな土地の開墾が盛んに行われたようである。生産増強のためには、もっぱら耕地面積の増加によるほかはなかつたからであろう。

その状況は前記の新聞・報開検地帳によつてうかがい知ることができる。今、現存する検地帳の最も多い牛島村について調べてみると、第三表のとおりである。

この表によると、慶長九年（一六〇四年）一般的検地が行われて以後、約二百年の間に、およそ二十三町余の土地が開墾によつて新たな耕地となつたことがわかる。年平均にすれば一反程度の増え方である。しかも、その九十パーセントが初めの五六十十年に開墾されている。そして、一筆ごとの面積は、ほとんど何畝何歩という零細な土地であることを考へると、当時に

おける開墾によ

る耕地面積の増
大が、主として
庶民の資本・努
力によつたもの
で、いかに困難
で遅々たるもの
であつたかが、
知られる。地勢
の状態、開墾の難易
によつて多少の差はあつたであらうが、他地域において
も大体同様な推移によつて、漸次耕地の増加がはかられたものと思われる。
ただ、牛島地区と地形を異にする山麓地帯の森藤村について同じような数字
をしらべてみると第四表のとおりである。第四表の検地帳の地名をみると、

第3表 耕地の増加(牛島村)

年 度	西暦	種別	田	畠	合 計
			反,畝,歩	町,反,畝,歩	町,反,畝,歩
寛永4年	1627	新聞	1.12	13.1.4.27	13.1.6.9
寛永13年	1636	"	4.0.1	4.5.0.4	4.9.0.5
明暦2年	1656	"	1.1.12	1.6.27	2.8.9
明暦3年	1657	新開		1.6.12	1.6.12
明暦3年	1657	"		1.7.1.0	1.7.1.0
寛文2年	1662	新聞		1.2.3.18	1.2.3.18
天和1年	1681	新開		6.18	6.18
天和3年	1683	新聞	2.6	3.2.0	3.4.6
天和3年	1683	新開		1.4.18	1.4.18
元禄16年	1703	新聞		6.21	6.21
享保3年	1718	"		2.2.18	2.2.18
享保9年	1724	"		1.9.9	1.9.9
享保15年	1730	"	3.6	9.0	1.2.6
享保15年	1730	新開		2.12	2.12
享保19年	1734	新聞	1.0.24		1.0.24
享保20年	1735	"		1.0	1.0
元文2年	1737	"		3.6	3.6
安永4年	1775	"		8.6	8.6
安永5年	1776	新開		1.0.0	1.0.0
安永7年	1778	"		5.15	5.15
寛政4年	1792	"		3.3.9	3.3.9
弘化2年	1845	"		1.21	1.21
計			6.9.1	22.6.9.1	23.3.8.2



平安時代の開拓 (森林を伐り、焼畑にして、それから開墾した)

段・向坂・むかい原・三谷などの名が多く出てくる。こうした台地は、およ
そこの時期に開墾し農地となつたものと思われる。

さらに「山の神・ちょうどぎ・日開谷・木おどし・とびのす」などの地

名から相当高い所まで開墾かこんが進められていたことがうかがえる。

こうして各地域とも農民の努力によつて、まことにゆつくりであるが、荒地・不毛地・竹林地が新たに開墾され、農地となり、新聞・敷開などの検地帳に登録されていたわけである。

自然を相手の農業生産は、耕地面積の増大だけでは、必ずしも安定したとはいえない。とくに土木技術の幼稚な当時においては、吉野川という大河を抱え、さらに今もつて治水の不完全な飯尾川の水域に位する本町は、幸も不幸もこれらの川と運命をともにせねばならなかつた。年々歳々訪れる洪水、その他の天災に際して、²⁹粒々辛苦の農民の努力は、一瞬にして泡と消え去つたこともあつたであろう。農業収入のみを生活のよりどころとしている農民に対して課せられている重い貢租が、いかに酷ひどであつたかは、察するに余りがある。

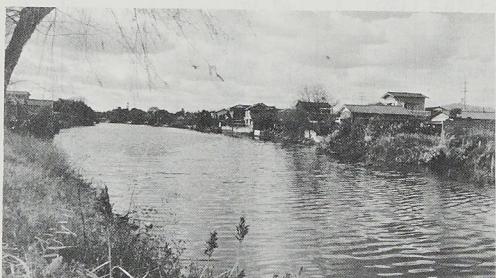
こうした農民にとつて窮余の手段として、貢租の減免が、その筋へ嘆願たんがんさ

れることは当然のことと思われる。しかし、当時の社会情勢から貢租の減税は、直ちに支配階級の基礎が揺らぐことになるので、なかなか容易なことはなかつたであろう。そうした中にあつて、ぎりぎりの恩典ともいうべき貢租の減免が行われたようであるが、その間の事情を西麻植地域に残る「川成引帳」によつて調べてみると、第五表の通りである。

第五表において、元禄七年（一六九四年）、元

禄十六年（一七〇三年）、天明五年（一七八五年）

には、かなり災害があつたことが想像される。しかもその減額は、一件あたりにすれば極めてわずかな額にしか過ぎない。匁・約〇・〇一八リットル・才（〇・〇〇一ハリットル）に至るまで厳密な評価がなされているところなど、い



本流であった江川

かにきびしいものであつたかがうかがわれる。

第5表 川成引調(西麻植村)

年 度	西暦	件数	減額	
			反別	高
元禄2年	1689	2	7.9	4.0.4.0.0
元禄4年	1691	2	4.21	3.5.2.0.0
元禄6年	1693	5	2.3.9	1.1.5.0.0.0
元禄7年	1694	15	8.4.18	4.9.6.9.0.0
元禄14年	1701	7	3.8.9	2.7.3.7.0.0
元禄16年	1703	6	1.3.12	1.1.9.2.0.0
元禄16年	1703	12	5.2.9	3.4.0.9.0.0
宝永1年	1704	8	3.2.12	1.1.9.8.0.0
宝永3年	1706	1	3.3	6.2.0.0
天明5年	1785	2	1.0.15	4.7.1.0.0
天明5年	1785	4	9.0	米 1.6.5.6.8 麦 1.3.0.8.0
天明5年	1785	15	5.8.9	米 7.2.6.1.8 麦 5.7.3.3.0
寛政7年	1795	5	2.7.6	米 5.7.6.8.0 麦 4.5.4.8.0
文化11年	1814	1	2.6	1.3.2.0.0
文政12年	1829	1	1.5.0	3.0.0.0.0

なお、一三九ページの検地帳の内、川成引件数は西麻植村が大部分である。これは、同村地域の上手から洪水が押しよせるため表土が流れ、土地が荒されるためであろう。

3、刀 狩

検地の進行とともに、農民と武士の身分はしだいに明確化してきた。当時の下級武士の生活は、一方ではそのまま農民の生活で、兵農未分化の状態であり、武器を隠すものが見受けられた。これは、支配者にとつて危険なので、豊臣秀吉は、天正十六年（一五八八年）刀狩令を發布した。

条々

一、諸国百姓等刀・槍・脇差し・弓・鎧・鉄砲・その外武具のたぐいあいたくわえ、年貢所當を難渋せしめ、一揆を企て、自然給人に對し非儀の働くをなす族、勿論御成敗あるべし・・・・ 中略

右道具急度取集可レ致進上一不_レ可_ニ油断候也。

この刀狩令は、農民が武器をもつことを禁じ、領主の手で没収させた。農民には大仏修造の釘などにすると慰撫したが、眞意は農民の武装蜂起を防ぎ、

彼等を従順な年貢負担者の地位におき、武士の支配を安定させるところにあつた。そして、太閤検地とあいまつて兵農の身分的分離と、固定化が進んでいった。

当時の鴨島の住民は、この刀狩の真の意図がどんなところにあつたかを理解していたであろうか。

4、駅路寺と福生寺

蜂須賀家政は、慶長三年（一五九八年）地方の動静を監視させるとともに、旅人の便に供するため、交通上の要地にある寺に、寺領を与えてこれを駅路寺とした。麻植郡山川町川田の福生寺はその一つである。

鴨島町飯尾の岡の壇に、福生寺という寺があった。「阿波志」によると、この福生寺は貞和年中細川氏が香花院どし、また天正年中、長宗我部元親が田を若干寄進し、慶長三年に飯尾より川田へ移転させたと記してある。

5、藍作と呉島

阿波の藍作は古い時代から行われたといわれている。しかし盛んになつたのは、藩主家政の努力によるものが多いようだ。家政は元和のころ、播磨の国から藍種をとりよせて、麻植郡の呉島（鴨島町の一部）に試作させたと伝えられている。これが風土に適してよくできたので阿波北方一円に広がり、特に染料としてその品質がすぐれているので全国的に「阿波藍」として名高くなつた。

わが鴨島町内に今も残る高い地盤・白壁の寝床・大きい母屋に土蔵・白いねり堀を築きまわした城構えの旧家と称するものは、ほとんどこの時代の藍師の屋敷であった。この独特の農村風景も今は



藍 畑

経済構造の変化により、その面影をなくしているのは一抹の淋しさを感じる。

6、切支丹の宗門改め

江戸幕府は切支丹禁制のため寛永十七年（一六四〇年）宗門改役を置き、ついで寛文四年（一六六四年）には全国的宗門改制度を実施し、また起請文の制を定め各寺に「寺受証文」^{*31}や宗旨人別改帳をつくらせるなど切支丹の絶滅策を講じた。^{*32}

徳島藩では、宗門奉行によつて一年一回切支丹宗門の取り調べを行い、士族は年々宗門奉行の前で血判けつけんし、百姓、町人は相続のとき一度血判、その後は町村の寺別に調製した「宗門改帳」に調印して、庄屋より宗門奉行に提出させた。これに関する文化二年（一八〇五年）の実施例を次にかかげる。

誓詞条目

一、私共二親兄弟妻子共淨土真宗に而御座候切支丹宗門に而無御座候事。

二、私共縁者親類知音浪人商人其外不寄何者に宗門相改不審成宗門之者は一夜の宿も仕間數候事。

一、自今己後切支丹宗門並に宗門不審成者候は、仮令親子兄弟不寄何者に早速御注進可申上候事。
右条目於違犯者忽渡如來之本願別而者蒙祖師之冥罰永可墮地獄者也仍而誓詞如件

文化二年（一八〇五年）

喜来村徳住寺門徒同村郷鉄炮	森 為助
鴨島村常教寺門徒同村	榮次郎
山路村善正寺門徒同村	益右衛門
麻植塚村西圓寺門徒同村	辰五郎
学村善樹寺門徒三ノ島村	兵次兵衛
	菊助
	新助
	岩之助
	長藏
	林兵衛
	熊三郎

7、棟附帳

人民から税を徴収するためには、領内住民の人数・年齢・身分などを確実につかんでいなくてはならない。このために阿波藩では、明暦、延宝、享保、

明和^{めいわ}、文化^{ぶんか}の五度棟附^{しねつけ}人数改めが行われた。その結果を記した棟附人数御改帳^{きょうじょ}は藩制時代の戸籍であるとともに人頭課税^{じんとうかせ}の原簿^{げんぼく}となつたものであり、これによつて一人につき二歩^ふの税が課せられた。ただし、その対象となるものは十五歳から六十歳までの男子のみであつた。これを「夫負^{ふおい}」といひ、老幼女子及び障害者は夫外^{ふがい}、その他特別の身分のものは「夫役御免人^{ふえきごめんにん}」といつて税^{ぜい}が免除^{めんじょ}された。

鴨島町に現在残っている棟附帳を次の表によつて示し、参考までに各帳の末尾に石高・家数・人数なども掲載した。

内	山	麻	牛	上	旧	村	名
原	路	塚	島	浦	明	暦	棟
/	/	○	○	/	延	宝	附
/	/	○	/	/	享	保	帳
/	/	○	○	/	明	和	年
/	/	/	/	/	文	化	代
/	/	/	○	/			無いもの
/	/	/	/	/			系引帳

印は無るもの

知	西	敷	飯	上	喜	鴨	森	中
惠	麻			下				
島	植	地	尾	島	來	島	藤	島
○	○	/	/	/	○	/	/	/
○	○	/	/	/	/	/	/	/
/	○	/	○	/	/	○	○	/
/	○	/	/	/	/	/	/	/
○	○	/	○	/	/	/	/	/
○	○	/	/	/	/	/	/	/

明暦四年麻植郡牛之嶋村棟附人改御帳

高合千式拾八石三斗

同壹石七斗式升三合

同捨九石九斗壘升三合

人數合六百武哈五人

三一七

卷之三

右者野々村左門在々江罷出悉相改名子下人手前より無相違書物取置相充

書写指上申所如件

享保四亥年麻植郡牛之嶋村棟附御改帳

家數合	三百拾七軒
人數合	七百五拾五人
內六拾四人	庄屋行キ小家下人共
同式百九拾八人	先規奉公人
同老人	御見掛け人
同式人	庄屋付浪人
同式拾老人	病人片輪者
同三人	他郷より参居申者
同六人	部屋
同九人	後家
同老人	尼
同老人	出家并道心
同五人	座當
同式人	禰宜
同老人	堀北左吉
同老人	名西郡上浦村庄屋
同式百拾六人	小家助之丞下人
同百武拾四人	百姓拾五歲より六拾歲迄
高合 千百三拾七石六斗五升八合六勺式才	百姓拾四歲以下六拾壹歲以上

高合

外三十六石八斗壱升五合五勺
藤井藤次郎高
同九石五斗三升五合
廢田高
同一百六石壹斗二升壹合
川成り高

四口高合半式百六拾石壹斗三升壹勺式才

右者麻植郡牛之嶋村棟附御改就被為仰付棟數人數歲數片輪者病人等無相違可相改候且先年棟附御帳面二萬一洩申者於有之八此度書載其趣左書三可仕上候并給知人頭入之者又八譜代之者給人主人へ不相斷筋目ヲ達帳面三書記義仕間數候右彼是其外相違成義仕上追而於相顯ハ相改申庄屋五人組曲事ニ可被仰付旨被仰渡奉畏誓紙之上全無相違相改帳面指上申処如件

麻植郡牛之嶋村組頭庄屋

同村五人組

片岡

藤左

工門

享保四年亥
十一月六日

同郡喜来村組頭庄屋

曾七郎
彦九郎
兵衛
金兵衛
藤四郎
右工門
郎衛衛
次郎

前野三右工門様

8、小作料と農民の反抗

(1) 小作料

藩制時代の小作料は、ほとんど物納で金納は少なかつたと考えられるが、畠の場合は米・麦・大豆などか金納の場合が多かつた。このことは大正時代まで続けられた。田で一毛作のところでは、収穫高の五割一分、二毛田^{にもうでん}は六割二分で、畠は五割が規定されて小作料として納入させられていた。桑園^{そうえん}小作料は、代金納で一反につき米五斗、麦六斗、果樹園^{かじゅえん}は、米三斗の割合が普通であった。減税は災害、病虫害などを受けると、小作人から地主に申し出て検見の上で減税額が決定され、畠・桑園・果樹園なども减免^{げんめん}がとられるこどもあつたが、それは稀だつた。

小作料の納期は、大体米の場合は収穫時から年末まで、麦は七月末から八月末が普通で、それらの納入の場所は地主宅で、その運賃^{うんちん}は小作人負担^{ふさん}にな

つていた。そして小作人は地主から種々の条件を課せられた。

- 地盤・地形の変更、耕土の搬出^{はんしゅつ}を禁止する。
 - 使用目的の変更を禁止する。
 - 永年作物^{えいねんさくもつ}の植付けを禁止する。
 - 建築・工作物の建造を禁止する。
 - 小作地を荒廃^{こうはい}させないこと。
 - 小作料を納入せず、立毛^{たちけ}を売却^{ばいきょく}または担保^{たんぽ}に入れないこと。
- 右の諸条件を守る一札を地主に入れて、小作地を地主から借りた。
- 阿波藩には他の諸藩にみられない「麦年貢」^{むぎねんぐ}というのがあり、これは前述の二毛作田の小作料が、他藩にくらべて高率になつていていたためである。藩主蜂須賀公^{みつねがこう}が禄高^{ろくこう}の割に不相応な優秀な藩士を多く召し抱えたため、軍馬の飼料として多くの麦を必要としたことが表面的理由になつてているが、一つには、藩の財政を潤すことが主であったことは、いうまでもない。すなわち吉野川、

勝浦川の氾濫が毎年のように発生し、稲作にたびたび被害をもたらすのに對し、麦作は稻作に比べて水害・干害に比較的強く、麦租を徵収することは、藩の財政に安全を与えるからで、これを内麦といつて年貢米の一部を麦に代えて納めさせた。

(2) 監 物 堤

藩制時代にはまだ堤防がなく、毎年吉野川の水は荒れ放題だった。宝曆六年（一七五六年）の大洪水で、飯尾川に沿った牛島村の被害が甚大であつたので、牛島村の人々は、堤防を築いて牛島東部への水の浸入を防ぐとともに水を南の向麻山麓の方へ放流しようとしたが、これは前々より上浦地区が吉野川の水がきたのでは浸水地域が広がるので反対していた。藩主の許可



監 物 堤 跡

がなかつたので、藩士稻垣監物は非常手段として一夜の間に牛島地区の農民を督励して堤を築き、自ら全責任を負つて切腹し、果てたと伝えられている。

農民はその徳をしたつて字桑上に稻垣神社を建立し、現在もその祭を続けその靈をなぐさめている。

(3) 五 社 宮 事 件

この事件は現在名西郡石井町高原の主謀者の下に麻植、名西、名東、板野の藍作農民が藩の苛酷な税金に対し立ち上がり百姓一揆であるが、事件のあらましは次の通りである。当時の我々の祖先達が如何に酷税に苦しめられたかがこの事件を通して読みとれる。（以下廻文等は現代語訳）

廻文の事

一、葉藍の取引について税金が四分掛になつて二十四、五年になるが、三年前より玉師株制度ができる藍師や作人共は困つてゐるうえに、値段も下がりまた凶作が続き年貢上納にも差しつかえ、両親や妻子、牛馬等も養いがたいので、来る二十八日に鮎喰川原に集合することに決定している。その時にははら貝、鐘、太鼓の音を聞きつけた場合は残らずみの笠に身を固め、こん棒等を持つて連判状用意のうえ参集すること。この廻状を村々の寺々へ廻すので、速かに次の村の寺まで届けてもら

いたい。若し届けない寺があれば燒打ちにするぞ。

子開十一月

麻植、名西、名東、板野郡總作人共へ

以上の通達は、宝暦六年（一七五六年）に阿北四郡に廻した廻状の文句である。

享保十七年（一七三二年）は未曾有の蝗害で農民の生活が困窮したが、藩も財政が行きづまつたので、藍と塩の統制取締を行つて重税をかけた。農村は凶作と重税に苦しみその上水害等も重なり、農民は木の根、草の根をあさる有様となつた。

そのため藩に対し不穏の形勢が拡がり遂に宝暦六年百姓たちはたびたび会合して対策をねり、高原村百姓常次郎、同養子の京右衛門など五人が代表となり、たびたび藩に対して百姓の困窮している実状を訴えてその救済を請願したが、その都度中間藩吏の手によつて藩主に上達されなかつた。結局この一揆の背景には藩財政の窮乏、藍制改革、小農切り捨て、特權的玉師への保護集中、農村窮乏と以上のような状況を考えることができ

る。

藍作農民達はもちろん村役人や村々の玉師たちも一致して改革に抵抗しようとしたのであって、その波は東は名東郡の芝原村（現徳島市国府町芝原）、北は板野郡の吹田村（現板野町吹田）、神宅村（現上板町神宅）、西は麻植郡の児島村（現川島町児島）までも波及するしまつであつた。

結局、最後の手段として前記廻状を廻して、農民が城下の鮎喰川原に集合し、強訴による解決をはかるという生きるか死ぬかの決断をしたわけで、こんな事に至つたのも一家が飢え死にするせと際に立つていたからである。

そして、この事件の代表者として高原村の五人組常右衛門、山口吉右工門、



百姓一揆(江戸中期)

長兵衛、山口市左衛門・京右衛門など五人の代表者が捕えられ、翌丑年の宝暦七年（一七五七年）三月十八日鮎喰川原で磔の刑により処刑されたのである。鮎喰川の刑場では何百人となく処刑されたはずだが、記録によると西名東川原、下鮎喰川原、僧都川原、上鮎喰川原など、流れが変る毎に刑場が変わつたようであつて、この五人の処刑については単に鮎喰川原において処刑されたと記録にあるだけで、上記のどこで処刑されたかはさだかでない。

右の五人の処刑の外にその家族や他の主謀者は国外追放、入牢などの刑に処せられたもの二十四人の多きを数えたのである。

五人の処刑は大雨の夜行われたといわれ、その夜は五人を慕う人々が悲のあまり号泣しながらやしがつたり、両手を合わせ念佛をとなえたり、藩の暴政をののしつたと言われるが、悲惨極まりない別れであつたであろう。しかし、この犠牲によつて藩の専売制度を大きく後退させ、藍作農民の要求は一心達成されたのである。

喜来の乗島庵主「常心」はこの廻状の草案者であり、また乗島の駆出奉行人岸田和左衛門も主謀者の一人であつたことから、本町の農民もこの事件に加担していたことがわかる。

その後、天明元年（一七八一年）三月二十五日、二十五年忌を記念して小社を建立、五人の靈を祀つたのが今の石井町高原の五社大明神である。藩では罪人を祀るのは不都合であると嘉永五年（一八五二年）社殿を毀し祭祀を厳禁したが、住民は明治十二年（一八七九年）に復活して五社神社と改め、社殿を新築して現在に至つている。その後、明治三十九年（一九〇六年）三月一日、五十年大祭をあげ、大正十四年（一九二五年）村社となつている。

なお、この近くの宝光寺に祀られている本尊愛染明王は、五社大明神が藩命で破棄されてから五人の冥福を祈つたものといわれている。

(4) 義人弥五郎

藩の圧政下にあつて、農民は他の藩よりも重税に苦しんでいたが、天災に

よつて作物が減収した場合、税の減免を申し出ても許されなければ、法を犯して厳罰^{げんばつ}※36覚悟で藩主に直訴する以外に道はなかつた。本町飯尾の義人弥五郎の直訴事件について村人の言い伝えを紹介しよう。

天明二年（一七八二）一

（七八五年）にかけて連年凶作が続いたため年貢が納められなかつたので、村民が集つて強訴^{こうそ}しようとしたが、それを実行した場合は、犠牲者が多くるので、弥五郎は、ひとりで全責任を身に負い藩主が飯尾を通過する道で直訴に及んだが、弥五郎は直^{ただ}に捕えられて処刑されたといわれている。

その墓は、現在も飯尾に残つてゐるが、地区の人々は今に至るまでその義心をたたえている。



弥五郎之墓

(5) 刀匠 笠井一族

西麻植の笠井一族は徳島藩の刀匠として、明治初年ころまで近義、尊照（ちかよし、たかてる）、尊輝（たかてる）、尊護（たかまつ）、尊義（たかよし）と四代にわたつて活躍した。その作品については、近在に少しあり残つていない。対外戦争のたびに持ち出され、特に太平洋戦争で、出征のたびに持出し、散逸してしまつた。

初代といわれる近義は、文政七年（一八二四年）死亡となつてゐるから、安永・天明・寛政・享和・文化のころに活躍したのである。木屋平村の三ツ木の八幡神社に近義の銘の刀があり、また市場町八幡の坂本氏所有のものに阿州臣笠井近義銘の槍が残つてゐる。

二代目尊照は文化・文政のころに活躍した。江戸に出て修業して帰り、藩主の命で大小二振の刀を鍛え、これを献上して藩主の面前で試し切りが行われ、その折大岩を真二つに切つたという話が残つてゐるから、よく切れた刀であつたことはまちがいない。この試し切りで藩主からほうびとして、東禅（とうぜん）

寺の墓地から南の方の湯吸谷にかけての土地を薪炭用地として拝領したといわれている。

三代の尊護も父に劣らぬ技を持ち作風もよく似たものであるといわれている。なお弟たちの忠輝、信忠、真信なども兄に劣らぬ技倆を持っていた。

四代目尊義も刀は打つたが、この時代は鉄砲づくりの時代であったので、鉄砲鍛冶として有名であり、その作品も現在町内に残っている。

9、御用金の調達と身居

藩は、時代と共に財政が困難になつてくるので、はじめは南北十郡の与頭庄屋のうち主な者を呼び出し、組内富豪の人たちから藩御用金の調達をよびかけた。すなわち今日でいう、藩の債券募集であるが、これは安政六年（一八五九年）からはじまつたようである。

また、それでも追つつかなくなつた藩は運上金（江戸時代の雑税の一つで、

商・工・漁獵・運送などの営業者に課した）、冥加金（営業者に対して年々、率を定めて課税し、上納させた金銭）をいろんな名目で徴収した。

お上に差上げると「奇特の至り」と金目相当の階級を許されるようになつたが、後には、それぞれの階級に金額がきまり、藩が階級を売るようになる。

阿波藩では他国にくらべて数多い階級を作り、その数は二十七階級の多さに達した。当時としては士族階級になることを至上の望みとしていたり、苗字帯刀を望んだりして金持ちはこぞつて無理をしてまでお金を上納して階級を買つたようだつた。鴨島町は藍によつて財産をなした人が多かつたので士族階級を得たものもあり、苗字帯刀を許された者も多かつたことが記録に残つてゐる。

第三節 人々の信仰

1、四国遍路と遍路道

四國靈場八十八か所のある四国は、弘法大師が生まれた土地であり、また若いころに修行された土地なので、どの寺も弘法大師さんが作られたという伝説を人々は信じている。

この靈場を大師と共に修業して廻り、同行二人と書いた金剛杖をつき、お大師さんのご利益をいただくというこの信仰は、「南無大師遍照金剛」と唱名しながら順拝する姿にうかがわれるが、この習俗は僧たちによつて室町時代から始まつたことが記録に残つてゐる。しかし、一般の人たちについてはいつのころから始まつたのかはつきりしたことはわからないが、江戸時代に入



遍路道の案内石

つて、徳川幕府が開かれ戦乱がおさまつて平和になり、民衆の生活が安定してきた中期ごろからと思われる。遍路案内や順拝記、道しるべなどが作られるようになつたのもこのころからである。

信仰一すじに生きるためのお四国参りや、手当を施すすべもない傷や病いを、お大師さんや仏さまにすがつて治癒を祈願する人々が、時代とともに次第に多くなるのは、医学の発達していない時代なので当然であつた。

また、土地の人たちは、どんなに貧しい人でも、このお遍路さんに必ず一握りの米を施し、富んだ家は米や錢を施していたが、これは遍路に施すことによつて自分も遍路とともに仏さまのおかげを得るというような考え方からで



お遍路さん

あつた。また、お接待といつて各地域の小グループごとに、お遍路さんに食物やちり紙などをあげてお札をもらい、そのお札を縄などにはさんでそこでこの地域の庚申さんや道祖神などを祀っている所などにかかげて、皆の無事息災を祈る行事などをする風俗もながく続けられた。また、善根宿といつて、善意の一晩の宿を貸す習慣もあり、こんな習慣は、お遍路の一一番多いといわれる大正のころまで続いた。

遍路道には道しるべがたてられており、それには方向、建立者、施主、年号などが刻まれている。石の質、文字、形などで遍路道の歴史がわかる。四国路の生き仏といわれる山口県生まれの中務茂兵衛の建立した道しるべが鴨島に三か所あるが、この人は、明治から大正にかけて二百八十回も巡拝して



中務茂兵衛の案内石

(1) 庚申塔

庚申塔は、江戸時代から明治にかけて建てられたが、その時代ごとに少しづつの変化があり、その時代の生活や村落のあり方、道路を知るための有力な手がかりになる。鴨島町には寛文(一六六一～一六七三年)ころからあり、古いものは庚申塔と彫った文字塔が多く、元禄(一六八八～一七〇四年)ころから青面金剛※³⁸こうめんこんごうに二猿と二鶴を彫った画像となり、宝曆(一七五一～一七六年)ころから三猿となつた。見ざる・言わざる・聞かざるの三猿は「三不」

2、野の神や仏たち

身を慎しむという意味で、智証大師が唐から伝え、天慶二年（九三九年）にはじめて宮中で修めたと伝えられているが、庚申にとり入れたのは、このころから百姓一揆が多くなるので（五社宮事件もこのころ）庚申の集会が一揆の温床になるのを恐れた領主たちは、不平を言うな、聞くな、参加するなど



庚申塔

教えてことと思われる。江戸時代は、医学も発達していなかつたので、病気を防ぐ意味あいからもまた、農作物を天災や病虫害から守るためにも、部落の中や他地区との境界などに建てて、信仰したのであろう。それは青面金剛像の上部に天候を支配する日、月を配し、また、手に剣や宝珠などを持っているのを見ても想像がつく。

この庚申さんは、神道の立場から猿田彦だとうし、仏教の立場からは、青面金剛だと説いてい

る。猿田彦は、天孫降臨の時の先導をした神であるので、道案内の神すなわち交通安全の神といわれ、青面金剛は、中国の道教とも習合して伝えられ、人には三戸の虫がいて、その人の罪を記録していく、六十一日目ごとにめぐつてくる庚申の晩に、その人が眠ると虫がぬけ出て天に上り、^{※39}天帝にその人の悪事を報告し、それ相当の処罰を受けるというので、その夜は眠らないで語り明かす習俗がある。諺に「話は庚申さんの晩にせんで」というが、この諺も、昔からの習俗を守る意味と、話をするひまをなくして働くなければ生きていけない当時の苦しい庶民のせっぱつまつた気持をあらわした言葉と思われる。

(2) お 地蔵さん

釈迦は入滅するにあたり、その死後五十六億七千万年のうちに弥勒菩薩が仏となつてこの世に出現するであろうと予言したが、それまでの長い期間にわたる無仏世界にあって、この世を救済してくれる仏が地蔵さんであるとされている。



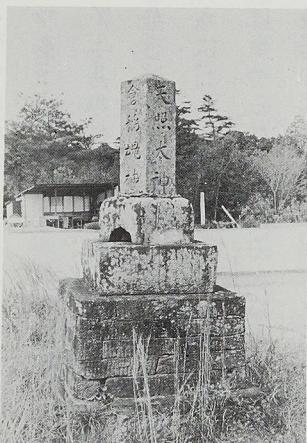
お地蔵さん

奈良時代と考えられているが、平安時代になつて末法思想（仏の教えがすたれるという思想）が起こり、地獄の恐ろしさが説かれるようになつてきた。そして江戸時代になると、寺々にはもちろん庶民の間にも次第に浸透してきて、部落の中や辻々にも道祖神として祀られるようになつてきた。

(3) 地 神 さ ん

各地の神社境内や道路の辻や部落の中に、左の五神の名を刻んだ石塔がまつられている。

天照大神



地神さん

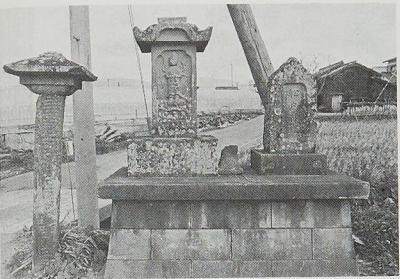
この地神さんは、農作の豊穣の神々であるが、阿波藩が寛政元年

（一七八九年）名東郡富田浦（現

徳島市富田町）国魂彦神社の神官早雲伯耆の申し出によつて全藩内に奉祀し、庄屋をして春秋社日に祭事を行うよう命じられたということである。春秋社日とは、春分、秋分に最も近い戊の日をいい、この日は農家は土を動かしてはいけない、すなわち畠仕事をしてはいけないというタブーがあつた。これは土を生きものとみなして休ませて、土に感謝するとともに、農家の人もそれにならつて休みをどるという習慣になつたのである。

この祭事は、農家が^{※41}講組を作つてお祀りをしていたが、それも次第に少なくなってきている。

(4) おふなどさん



麻植塚のお舟戸さん

西麻植中央や内原などの道路ぶちに祀られているが、おふなどさんはどんな神様であろうか。古事記に「……筑紫の日向の小門の阿波岐原に到りまして禊ぎ祓いたまひき、故投げ棄つる御杖に成れる神の名は衝立船戸神、次に投げ棄つる……」とあり、日本書紀には一書に曰くとして「其の杖を投げ給う是を岐神と謂也……岐神此れをば布那斗能加微と云……」とある。以上のようすに、ふなどの神、くなどの神と出でくるが、投げ棄つる杖に成れるとは男根の形容、船戸とは女性器の形容で、子供を生み育てる女性

の神ということであろうか。

全國に男女二体の木像を祭祀する風習があつたことが伝えられ、またその像が残つてゐるが、諺に「ふなどの神さんは子供が十二人おられる」といわれてゐるようすに、女性が多くの子供を産むことと、農業の豊穣などを結びつけて殖産の神として信仰したのである。また岐の神というようすに、岐とは道の辻を意味するので、道の辻に祀つて部落に入つてくる悪霊や悪疫を払う神としてお祀りしたのである。

(5) 光明真言誦誦塔

町内の寺内や道路縁に光明真言百万遍供養と書いた塔が多く残つてゐるが、真言密教では、その神秘性を保持するために真言（呪文）を梵語そのまままで誦誦するのが通例で、光明真言もその一つである。

オンアボキヤ ベイロシャナウ マカボダラ マニ
ハンドマジンバラ ハラバリタヤ ウン